

US-VISIT プログラムの現状について

平成 17 年 8 月 1 日
在シカゴ日本国総領事館

1. 出国時の手続き

出国時における指紋のスキャン・顔写真撮影（出国時の US-VISIT）プログラムは 2004 年より開始され、同年 8 月よりオヘア空港においても実施されていますが、今般米国土安
全省に対し、同プログラムの執行状況を確認したところ、以下の回答を得ました。

（1）出国時の US-VISIT プログラムは、現在一部空港や海港で実施されているが、今後ともプログラム実施用の装置の導入箇所を増やしていく。本年秋から冬にかけて段階的・全国的に装置を配備する予定であり、本年 12 月 31 日までは、本件プログラムを全国的・本格的に導入する予定である。

（2）全国的導入の際に配備される新しい自動端末機には日本語のソフトも入る予定であり、日本人渡航者は、一連の手続きを日本語で理解し行えることになる。

（3）一方で、出国時の US-VISIT が既に導入されている空港や海港においては、出国時に指紋のスキャン・顔写真撮影を行うことは渡航者の義務となっている。但し、現状では本件プログラムが導入されていない出国地点が多くあることから、出国時に指紋のスキャン・顔写真撮影を行わなくても、再入国時の審査の際に問題となることはない。

2. 10 指指紋採取の計画

また先般、国土安全保障省は、US-VISIT プログラムの強化を目指した新たな方策を発表し、米国に渡航する外国人より 10 指の指紋を採取する計画を発表しました。同省によれば、10 指の指紋採取は最初の登録の際のみ行われ、2 回目以降は 2 指の指紋をスキャン・マッチングさせるとしています。本件強化策の開始時期は今のところ未定です。

3. 今後のお知らせ

US-VISIT につきましては、今後とも引き続き、新たな情報があり次第、皆様にお知らせいたします。